

# 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業

林業就業に意欲がある若者など  
就職  
林業経営体  
認定事業主であること等の条件があります。

※認定事業主とは

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、  
都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業主

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業では、安全で効率的な作業ができる林業作業士を育成するため、研修を実施する林業経営体に対し助成を行います。

助成額の目安：年間最大約137万円／人（1経営体に1年目研修生2名の場合（H30年度実績））

研修の体系					
研修の種類	トライアル雇用		林業作業士（フォレストワーカー）研修		多技能化研修
	本格就業前に、仕事や職場への適性を試す短期間の研修	林業就業希望者 山間部への定着希望者	森林調査、造林、育林、伐倒、造材、集材、土場管理など	林業就業に必要な知識・技術・技能を段階的に習得させるための研修	
林業経営体の要件	①認定事業主 <sup>※1</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体等	①認定事業主 <sup>※1</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体等 ③兼業・副業・派遣・出向者に対する適切な雇用条件が定められていること等	①認定事業主 <sup>※1</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体等	①認定事業主 <sup>※1</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体等 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体等	就業中
研修生の要件	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算1年未満 ⑤山間部での定着に向けた就業先の1つとして林業を希望している者等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算2年未満 ⑤当該年度を通じた就業を予定している者 ⑥林業就業に対する意識が明確な者等	①フォレストワーカー研修（1年目）を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算2年未満 ⑤当該年度を通じた就業を予定している者 ⑥林業就業に対する意識が明確な者等	①フォレストワーカー研修（2年目）を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③造林事業に従事していない者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、3年以上経過していない者等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③造林事業に従事していない者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者等
実地研修（OJT） 林業経営体の業務を通して行う研修	—	林業作業の基本と安全 (28日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 <ul style="list-style-type: none"><li>・普通救命講習</li><li>・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育</li><li>・伐木等の業務に係る特別教育</li><li>・玉掛け技能講習</li><li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li></ul>	基礎力の定着・向上 (29日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 <ul style="list-style-type: none"><li>・不整地運搬車運転技能講習</li><li>・荷役運搬機械によるはい作業従事者に対する安全教育</li><li>・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育</li><li>・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育</li><li>・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育</li></ul>	林業機械を使用した林業作業 (21日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 <ul style="list-style-type: none"><li>・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育</li><li>・車両系建設機械（整地等）運転技能講習</li></ul>	—
集合研修 他の林業経営体の研修生とともに集まって受講する研修	—	—	—	—	—
助成の内容・上限(予算状況により変動する場合があります。)					
技術習得推進費 研修生1人当たりの上限(定額)	90,000円／月 (最大3ヶ月)	81,000円～94,500円／月 <sup>※3</sup> (最大8ヶ月)	90,000円／月 (最大8ヶ月)	90,000円／月 (最大2ヶ月)	90,000円／月 (最大2ヶ月)
労災保険料 研修生1人当たりの上限	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大3ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大2ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大2ヶ月)
指導費 <sup>※1※2</sup> 指導員1人当たり(定額)	5,000円／日 (上限60日)	5,000円／日 (上限140日)	5,000円／日 (上限140日)	5,000円／日 (上限40日)	5,000円／日 (上限40日)
研修業務管理費 1林業経営体当たり(定額)	20,000円／月 (最大3ヶ月)	20,000円／月 (最大8ヶ月)	20,000円／月 (最大8ヶ月)	20,000円／月 (最大2ヶ月)	20,000円／月 (最大2ヶ月)
雇用促進支援費(住宅手当) 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	20,000円／月 (最大3ヶ月)	20,000円／月 (最大8ヶ月)	—	—	—
就業環境整備費(社会保険) 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	—	—	10,000円／月 (最大8ヶ月)	—	—
資材費 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	40,000円	40,000円 (但し、トライアル雇用にて同助成を受けていない研修生のみ)	—	—	—
研修準備費(チェーンソー・刈払機) 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	—	100,000円	—	—	—
安全向上対策費(防護ズボン・ブーツ) 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	—	—	50,000円	—	—
研修環境整備費 (簡易トイレ・休憩所のレンタル) 女性研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	—	—	20,000円／月 (最大8ヶ月)	—	—
<b>●●● 指導員について ●●●</b>					
<b>— 指導員の資格 —</b>					
右の①または②に該当する場合					
①フォレストリーダー研修もしくはフォレストマネージャー研修の修了者 ②以下のa・b両方を満たす者（令和3年度のみの移行措置） a 伐木等の業務に係る特別教育及び刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育の修了者であって、現場作業経験が5年以上の者 b 指導員能力向上研修の修了者					

# 現場技能者キャリアアップ対策

効率的な現場作業を主導することのできる現場管理責任者、統括現場管理責任者を育成するためのキャリアアップ研修を実施します。

